

## 議案件名（令和7年第3回定例会）

予算案	7件（補正予算7件）
条例案	12件（一部改正11件、廃止1件）
一般議案	6件（財産の取得1件、工事請負契約2件、指定管理者の指定1件、議決事件の一部変更1件、市道路線の認定1件）
決算関連議案	1件（未処分利益剰余金の処分1件）
決算の認定	18件
計	44件

## （予算案）

- 1 令和7年度千葉市一般会計補正予算（第2号）
- 2 令和7年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和7年度千葉市動物公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和7年度千葉市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和7年度千葉市病院事業会計補正予算（第1号）
- 6 令和7年度千葉市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 令和7年度千葉市水道事業会計補正予算（第1号）

## ( 条 例 案 )

### 1 千葉市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

新たに、家畜伝染病のまん延防止のための作業に従事した職員に対する手当を設ける。

(1) 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病のまん延防止のための作業(※)に従事した職員に対し、日額1,650円の手当を支給することとする。

※家畜のと殺、死体の焼却・埋却、感染が疑われる場所等の消毒

(2) 施行期日 公布の日

### 2 千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等を踏まえ、仕事と育児や介護の両立支援制度の利用に係る情報提供等に関する規定を設ける。

(1) 任命権者は、以下の職員に対し、仕事と育児の両立支援制度(※)に関する情報提供や利用に係る意向確認を行わなければならないこととする。

ア 本人又は配偶者の妊娠、出産等の申出をした職員

イ 3歳未満の子を養育する職員

※育児短時間勤務、部分休業、時間外勤務制限、男性職員の育児参加休暇、子の看護等休暇、育児休業手当金等

(2) 任命権者は、介護に係る申出があった職員に対し、仕事と介護の両立支援制度(※)に関する情報提供や利用に係る意向確認を行わなければならないこととする。

※介護休暇、介護時間、時間外勤務制限、短期介護休暇、介護休業手当金等

(3) 施行期日 R7. 10. 1

### 3 千葉市職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

(総務局 総務部 給与課)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか、所要の改正を行う。

- (1) 現行の1日5時間かつ週10時間までの休業に加え、1年(4月1日～翌年3月31日)につき77時間30分(10日相当)の範囲内での休業を新設し、いずれか選択できることとする。
- (2) 勤務時間の始め又は終わりにおいて取得することとしていた要件を廃止する。
- (3) 施行期日 R7. 10. 1
- (4) 法改正 R7. 10. 1施行

### 4 千葉市収入証紙条例の廃止について

(会計室)

証紙による手数料の徴収を廃止する。

- (1) 証紙の購入に係る市民及び事業者の負担の軽減と利便性の向上を図るため、証紙による手数料の徴収を廃止する。
- (2) 施行期日 R8. 4. 1

### 5 千葉市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正について

(総務局 情報経営部 業務改革推進課)

証紙による手数料の徴収を廃止することに伴い、電子申請システム等を使用した手数料の納付につき規定の整備を行う。

- (1) 他の条例等で規定している申請等の手数料の納付の時期が、電子申請システム等を使用した場合の納付の時期と異なる場合でも、電子申請システム等を使用した納付ができることとする。
- (2) 証紙に係る規定を削る。
- (3) 施行期日 R8. 4. 1

## 6 千葉市環境関係手数料条例の一部改正について

(環境局 環境保全部 環境総務課)

証紙による手数料の徴収を廃止することに伴い、納入通知書により手数料を徴収する場合の徴収時期の例外規定を設ける。

- (1) 証紙による手数料の徴収を廃止することに伴い、新たに納入通知書により手数料を徴収することとするため、原則は申請時としている手数料の徴収時期について、例外規定を設ける。
- (2) 施行期日 R8. 4. 1

## 7 千葉市斎場設置管理条例の一部改正について

(保健福祉局 医療衛生部 生活衛生課)

使用料を改定するほか、所要の改正を行う。

- (1) 主な改定内容

ア 火葬施設(1体につき)

区分		改正前	改正後
12歳以上の遺体	市内居住者	6,000円	7,000円
	市外居住者	60,000円	110,000円
12歳未満の遺体	市内居住者	3,000円	3,500円
	市外居住者	30,000円	55,000円

イ 葬儀式場(1室1日につき)

区分		改正前	改正後
100人席用	市内居住者	78,560円	87,880円
	市外居住者	157,130円	175,760円
50人席用	市内居住者	38,750円	43,940円
	市外居住者	78,560円	87,880円

- (2) 需要の減少のため、葬儀用祭壇の貸出しを終了する。

- (3) 施行期日 R8. 4. 1

## 8 千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部改正について

(環境局 資源循環部 廃棄物対策課)

(環境局 資源循環部 収集業務課)

新たに、家庭系プラスチック資源に係るごみ処理手数料を定める。

- (1) 家庭から排出されるプラスチックの再資源化のため、分別収集を行うことに伴い、家庭系プラスチック資源に係るごみ処理手数料を定める。

・手数料(指定袋)の額

30リットル相当のもの1枚につき24円

15リットル相当のもの1枚につき12円

- (2) 施行期日 R9. 12. 1

## 9 千葉市立小学校設置条例の一部改正について

(教育委員会事務局 学校教育部 学事課)

新たに幕張若葉小学校を設置するほか、更科小学校富田分校を廃止する。

(1) 児童数の増加が続く幕張新都心若葉住宅地区に、幕張若葉小学校を設置する。

・位置 美浜区若葉3丁目1番地26

(2) 休校中の更科小学校富田分校を廃止する。

(3) 施行期日 R8.4.1

## 10 千葉マリンスタジアム設置管理条例の一部改正について

(都市局 公園緑地部 公園管理課)

利用料金の上限の額を改定する。

(1) 主な改定内容

ア アマチュアが使用する場合

区分	改定前	改定後
グラウンド (1時間につき)	一般	9,900円
	高校生・大学生	4,810円
	小・中学生	3,130円
スタンド(入場者1,000人未満、 1日1回につき)	一般	19,800円
	高校生・大学生	9,730円
	小・中学生	6,480円

イ アマチュア以外が使用する場合

区分	改定前	改定後
プロスポーツに使用するとき	午前9時～午後1時	660,000円
	午後1時～午後5時	660,000円
	午後5時～午後10時	825,000円
プロスポーツ以外 に使用するとき (1日につき)	グラウンド 入場料なし	550,000円
	グラウンド 入場料あり	1,100,000円
	スタンド 入場料なし	495,000円
	スタンド 入場料あり	990,000円

(2) 施行期日 R8.4.1

11 千葉市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正について  
(建設局 道路部 自転車政策課)

指定自転車駐車場に係る整理に要する費用の額を改定するほか、一時利用に係る回数券を廃止する。

(1) 主な改定内容

ア 定期利用の上限の額

区 分	利用期間	改定前	改定後
本市住民(一般)	1月	2,000円	2,500円
	12月	22,000円	27,500円
本市住民以外(一般)	1月	3,000円	5,000円
	12月	33,000円	55,000円

イ 一時利用の額

(1台につき)

区 分	改定前	改定後
1日1回につき	100円	150円
回数利用(一時利用11回分)	1,000円	廃止

(2) 施行期日 R8.4.1

12 千葉市下水道条例の一部改正について (建設局 下水道企画部 下水道経営課)  
(建設局 下水道企画部 下水道経理課)

使用料の額を改定する。

(1) 今後の資金収支の見通しにおいて、千葉県に納付する維持管理負担金の額の引上げ等により資金不足が生じることから、使用料を引き上げる。

ア 平均改定率 13.60%

イ 改定内容

区 分	改正前	改正後
一般汚水	基本使用料(月額)	611円
	従量使用料(1m <sup>3</sup> につき月額) 5m <sup>3</sup> までの分～2,000m <sup>3</sup> を超える分	15円～379円
	共用汚水(1m <sup>3</sup> につき月額)	75円
		694円
		17円～431円
		87円

(2) 施行期日 R8.4.1

## ( 一 般 議 案 )

### 1 財産の取得について

(消防局 警防部 指令課)

取 得 財 産 消防救急デジタル無線機

(1) 無線機種別 卓上型、車載型、携帯型、可搬型

(2) 数 量 148式

取得予定価額 220, 998, 800円

(1) 取得の相手方 スイス通信システム株式会社

(2) 納 入 期 限 令和8年3月24日

### 2 工事請負契約について

(消防局 総務部 施設課)

工 事 名 千葉市花見川消防署畠出張所改築工事

施 工 場 所 花見川区畠町675番地

工 事 概 要 鉄筋コンクリート造2階建

契 約 方 法 制限付一般競争入札(総合評価落札方式)

契 約 金 額 302, 280, 000円

工 期 契約締結日の翌日から令和9年2月3日まで

請 負 者 博興建設株式会社

(1) 花見川消防署畠出張所は築後53年が経過し、老朽化していることから、建替えを行う。

(2) 規模

ア 敷地面積 1,000m<sup>2</sup>

イ 建築面積 (改築前) 219m<sup>2</sup>

(改築後) 343m<sup>2</sup>

ウ 延床面積 (改築前) 415m<sup>2</sup>

(改築後) 599m<sup>2</sup>

(3) 施設内容

事務室、車庫、器材庫・ホース収納庫、仮眠室 等

(4) 年度計画

R4年度 基本設計

R5年度 実施設計

R6年度 解体工事

R7~8年度 建築工事等

R9.3~4 供用開始(予定)

工 事 名 (主)生実本納線(赤井町地区)函渠整備工事(7-2)

施 工 場 所 中央区赤井町地内外

工 事 概 要 (1)函渠工一基

(2)補強土壁工一式

(3)舗装工一式

(4)防護柵工一式

契 約 方 法 制限付一般競争入札

契 約 金 額 1, 657, 130, 200円

工 期 契約締結日の翌日から460日間

請 負 者 橋本・市原特定建設工事共同企業体

(1) 主要地方道生実本納線の未整備区間である赤井町地区の道路新設に伴い、鎌取インター交差点部に函渠等を整備する。

(2) 年度計画

R7~8年度 函渠整備工事

R9.3 生実本納線(赤井町地区)の供用開始(予定)

4 指定管理者の指定について (市民局 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課)

施設の名称 千葉アイススケート場

指定管理者 株式会社パティネレジャー

指定期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

(1) 指定管理者の概要

ア 設立 S51.1

イ 所在地 東京都豊島区巣鴨2丁目6番1号

ウ 従業員数 97人

5 議決事件の一部変更について(千葉市新清掃工場建設工事に係る工事請負契約)  
(環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課)

契約金額 変更前 45,482,258,500円

変更後 45,515,808,500円

(1) 議決年月日 H31.3.6

R5.3.8(契約金額の変更)

R6.9.17(契約金額の変更)

(2) 変更の理由

資材・労務単価等の変動に伴い全体スライド条項を適用し、契約金額を変更する。

## 認定 15路線

- (1) 都市計画法に基づく開発行為に伴う市道路線の認定

## ( 決算関連議案 )

- 1 令和6年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(建設局 下水道企画部 下水道経営課)

未処分利益剰余金 1,531,369,751円のうち 687,862,566円  
を減債積立金に積み立て、843,507,185円を資本金に組み入れる。

- (1) 未処分利益剰余金について、企業債の償還に充てるため減債積立金に積み立てるとともに、  
令和6年度に企業債の償還に充てた減債積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる。

## ( 決算の認定 )

- 1 決算の認定について

{

18

(令和6年度の一般会計、13特別会計、4企業会計の各会計の決算の認定)